

第1回大都市の歓楽街における感染拡大防止対策WG

歓楽街における感染拡大 防止対策について

愛知県感染症対策局



手洗い犬ゴッシー

営業時間短縮・休業の要請①

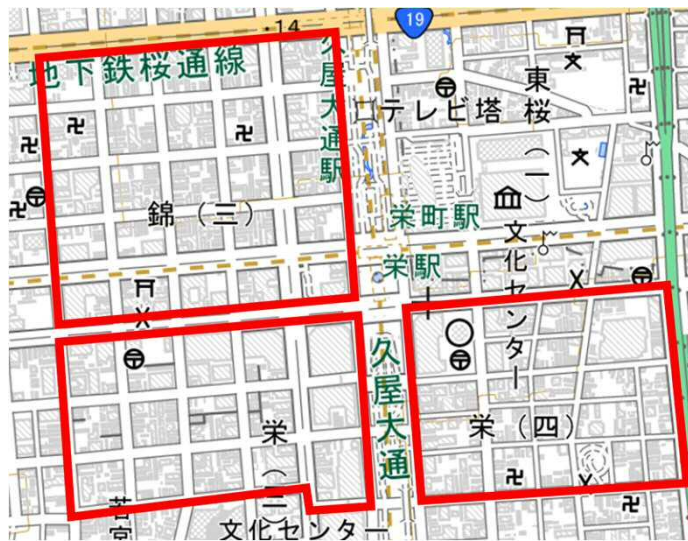
- 「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」等で5つのクラスターが発生し、感染が拡大
- 東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守の徹底を呼びかけるとともに、感染の広がりが確認されたエリアに限定して営業時間の短縮等を要請

要請期間

8月5日(水)～8月24日(月)【20日間】

対象エリア

栄・錦地区（名古屋市・中区）



対象施設と要請内容

特措法の規制対象※

- ◎接待を伴う飲食店
(キャバレー・ホストクラブ等)
- ◎酒類を提供する飲食店
(バー・クラブ等)
- ◎酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“遵守していない”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

「休業を要請」

ガイドラインを“遵守している”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

営業時間短縮 (5時～20時)

特措法の規制対象外

- ◎酒類を提供する飲食店
(居酒屋等)

営業時間短縮 (5時～20時)

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

7月以降、繁華街の飲食店において5つのクラスターが発生し、計163人に感染が広がる！

営業時間短縮・休業の要請②

愛知県・名古屋市感染防止対策協力金の支給

〈支給額〉 1事業者1日あたり1万円（最大20万円）

- 〈条件〉
- ・ 対象エリアに、営業時間短縮の要請を受けた施設を有すること
 - ・ 営業時間短縮の要請期間中、業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守すること
 - ・ 県が提供する「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスターを掲示していること 等

要請の実効性確保に向けた取組

- ・ 名古屋市と連携し、要請の対象地域の飲食店（全3,540店舗）に対し、消防職員等による個別訪問を実施。
- ・ 営業時間短縮・休業の要請への協力を呼びかけるとともに、飛沫感染防止ビニールシートの設置や消毒用アルコールの管理などの感染防止対策について、防火安全上の観点から注意喚起を実施。



消防職員等による啓発活動



飛沫感染防止ビニールシートの注意喚起

愛知県独自の緊急事態宣言

- 全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、その拡大を防止するため、8月6日に、2回目となる県独自の緊急事態宣言を発出
- お盆休み期間の前に緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請

＜区域＞ 愛知県全域

＜期間＞ 8月6日（木）から8月24日（月）まで19日間

県民・事業者の皆様へのお願い

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- ・お盆休み期間中は、不要不急の行動を自粛すること
- ・20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をとること
- ・5～6人以上の大人数での会食や宴会の自粛、「三つの密」が生じ、飛沫が飛び交う場の利用を回避すること

等

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- ・お盆休みの期間中の帰省については、改めて家族と検討すること。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えること
- ・帰省や旅行先でも、自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策を徹底すること

等

③ 感染防止対策の徹底

- ・全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策を徹底すること
- ・事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けること
- ・利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力すること
- ・名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請すること

事業者における感染拡大防止対策の徹底

○事業者における感染防止対策の徹底に向けた取組を支援し、感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図る。

「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスター

- ・感染防止対策に取り組む事業者に対してPRポスター・ステッカーを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援する取組を実施。
- ・2万件を超える事業者に対し、PRステッカー・ポスターを提供。

【PRステッカー】



【PRポスター】

新型コロナウイルス感染防止対策実施中

感染防止対策として、次の区の取組を実施しています。

- ☑ 発熱者等の施設への入場をお断りします。
- ☑ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避を徹底します。
- ☑ 飛沫感染、接触感染を防止します。
- ☑ 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実践します。
- ☑ 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- ☑ 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- ☑ 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- ☑ お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

愛知県は、感染防止対策に取り組む**安全・安心宣言施設**を応援します。

愛知県 2020年6月8日

感染防止対策リスト

- ・事業者に対して、県が作成した「感染防止対策リスト」を提供し、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守とあわせて、感染防止対策の徹底の呼びかけを実施。

感染防止対策リスト【各業種共通編】

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでいただきたいこと。施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインや、この感染防止対策リストを参考に、実施した感染防止対策をお願いします。

- 1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上・最低1メートル）**
 - 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
 - 施設への入場前・施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう要約
 - 1列等の対応する場合はソーシャルディスタンス等を確保
 - 近接時における入場制限（数値的配慮等）
- 2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底**
 - 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手消毒機、うがいの徹底
 - 消毒機の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
 - 従業員の体調管理
 - 来客等の入場時体調チェック
- 3. 共用物の衛生管理・換気の徹底**
 - ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒（消毒→交換カートの設置等）
 - 換気設備による換気又は店舗入り口、各部屋のドア等2方向以上の窓、扉を開け常時2以上の換気
 - トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止
- 4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用**
- 5. 感染の発生に備えた情報収集**
 - 入場時に氏名、連絡先を記載してもらう
- 6. 感染が発生した際の利用者への情報提供**
 - 60分程度の記録を活用した、施設利用者等に対する感染発生状況等の情報提供

あわせてご覧いただきたい関連ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

県民ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官庁 新型コロナウイルス感染症対策 WG1 ページ) <https://corona.aic.go.jp/>



・7月28日に、愛知県と愛知県警察、名古屋市が共同で、名古屋市中区の繁華街にて、PRステッカー・ポスターに関するチラシを配布するなど、感染拡大防止に向けた啓発活動を実施。